

戦前期大信託会社の金銭信託の性格

—— 住友信託を中心とした考察 ——

麻島 昭一

目 次

1. はじめに	2
2. 業務報告書による金銭信託の分析	4
1) 財閥系大信託の金銭信託の推移	4
(1) 金銭信託全体	4
(2) 特定金銭信託	5
(3) 指定金銭信託	10
2) 金銭信託の内容	14
(1) 考察の前提	14
(2) 期間別	15
(3) 受入金額別	21
(4) 店部別	25
(5) 店部別増減	39
3. 住友信託の指定金銭信託の内部構造	43
1) 指定金銭信託の内部構造	43
2) 各口別受託状況	44
3) 各口別運用概況	48
4) 運用口間の資金移動	50
5) 貸付金、銀行預け金の内容	53
6) 昭和15年以降の状況	59
4. おわりに	62
編集後記	72

1. はじめに

日本信託業は信託業法施行前から信託金中心に発展し、施行後も金銭以外の財産受託も謳いながら、結果的には依然として金銭の受託・運用を軸に大発展を遂げたわけである。金銭信託こそは信託会社経営の大きな柱であった。そして、信託会社は金銭の受託・その運用により銀行類似の金融機関として機能したのである。より正確に言えば金銭信託のうちの「指定金銭信託合同運用」がいちじるしく発展したのであって、信託会社成長の原動力だったと云って過言ではない。それは銀行定期預金と資金的類似性のゆえに競合したとされているが、従来、理念的にそういわれているだけで、それぞれの資金的性格、競合の実態が実証されているわけではない。すなわち、指定金銭信託も定期預金もその具体的姿を実証しうる材料が容易に得られず、検証の努力が放棄されてきたといえよう。とはいえ金銭信託の実証的解明は依然として必要な課題として残されている。

近年、筆者は銀行定期預金の実態について滋賀県に所在した八幡銀行の定期預金帳簿によって或程度解明した⁽¹⁾。そして信託会社の金銭信託については、大阪所在の虎屋信託、滋賀県大津市所在の近江信託、秋田県秋田市所在の秋田信託の各帳簿によって実態を検証してきた⁽²⁾。しかしいずれも中小信託の事例分析であって、大都市の大信託会社のそれには及び得ていない。別言すれば、大信託会社についても努力しているにもかかわらず、帳簿ベースの分析は資料的に開けず、今後も発掘の見通しが立たず、中小3信託と同様な分析は残念ながら不可能といわざるを得ない。大信託会社について帳簿ベースの分析が不可能ならば、何らか別の手段によって少しでも接近を図るほかあるまい。模索の結果着想したのが、信託会社の「業務報告書」⁽³⁾による考察である。すなわち、大蔵省へ提出が義務づけられた「業務報告書」に盛り込まれた金銭信託の諸計数は、実態を反映したものと考えられ、有効な分析材料となりうる。しかしながら筆者が入手できた信託会社の業務報告書は、特別の事情⁽⁴⁾から住友信託と虎屋信託の2社のみであった。前者は財閥系大信託会社の一つであり、上記の大信託会社の金銭信託の考察に有効な材料となりうるし、後者は中小信託会社の事例として役立つ。もちろん金銭信託の実証に有効な内部資料が望ましいが、幸い住友信託の事例が発掘でき、それによって金銭信託の受託・運用の実態が解明可能となった。本稿は、主として住友信託の業務報告書と内部資料によって大信託会社の金銭信託の実態解明に取り組むものである。

以上の事情を背景に、本稿で設定された課題は次の2点である。

第1は、大信託会社における金銭信託集積の実態を把握し、金銭信託資金の性格を解明することである。信託会社の「業務報告書」を手掛かりとするが、そこでは信託業法施行細則に示されている雛形に沿って金銭信託の種類、期間、受入金額、運用状況などが報告されており、

計数的考察が可能だからである。

本来ならば金銭信託の資金的性格というからには、委託者の考察(資金源泉の追求)が不可欠であろうが、現実にはその実証を可能とする資料はなく、目下のところ上記の計数的考察に限られよう。本稿では、大信託会社を代表するものとしていわゆる財閥系 4 大信託を取り上げ、業務報告書が得られた住友信託の事例を中心に考察される。

第 2 は、金銭信託の内部構造を解明することである。銀行では各種の預金、自己資本を区分して運用しているわけではない。いわば井勘定である。信託では、財産毎に分別管理するのが原則であり、金銭信託にしても受託内容によつての区分があるはずであろう。金銭信託がいかなる種類で構成され、それぞれが資金の特性によつていかに区分されて管理・運用されているのか、それを内部構造の問題と呼んでおくわけであるが、これまで考察されたことはない。本稿では住友信託に残されている「金銭信託財産目録記入帳」によつて内部構造の解明に踏み込むことにする。同社における金銭信託の実務的処理の事例を通じて、大信託会社の金銭信託の実態に迫ることになる。

- (1) 拙稿「明治初期八幡銀行の定期預金の形成」『専修経営学論集』62号、1996年3月
同「大正期における八幡銀行の定期預金分析」『金融経済』202号、1983年10月
同「第百三十三国立銀行の定期預金—明治19～24年の帳簿による分析」『専修経営学論集』68号、1999年3月
同「明治中期三井銀行の定期預金—明治22年～24年帳簿からの実証分析」『同』65号、1998年1月
- (2) 拙稿「近江信託の金銭信託の性格—戦前期地方信託会社の事例研究」『信託』218号、2004年5月
同「秋田信託の金銭信託の性格(上)」『同』223号、2005年8月
同「同 (中)」『同』225号、2006年2月
同「同 (下)」『同』227号、2006年8月
- (3) 「業務報告書」の性格について若干の説明をしておこう。各種金融機関では、明治以降それぞれに根拠法が制定され、その中で認可権限を持つ監督官庁＝大蔵省に営業実績を報告することが義務付けられている。普通銀行、貯蓄銀行、信託会社、無尽会社などいずれも「業務報告書」の名称で毎期提出するが、その報告内容は施行細則の中で雛形の中で示され、相当に詳細な項目が規定されている。当局が提出された業務報告書を詳細にチェックし、報告内容の修正、営業の改善を求めていることを筆者は虎屋信託の事例で実証した(拙著『戦前期中小信託会社の実証的研究—大阪所在の虎屋信託会社の事例』専修大学出版局、2005年、の「第3章大蔵省の監督指導と検査」を参照)。一般に金融機関は株主宛の営業報告書では粉飾することがあっても、当局へ提出する業務報告書では、よほどの意図がない限り正直ベースであると考えられる。したがって公表される営業報告書より経営実態が忠実に反映していると考えれば、それに依拠する分析がより有効であることは自明であろう。

ところが大蔵当局へ提出された業務報告書は門外不出である。大蔵側では当局自体が震災、戦災で蓄積されていた業務報告書を焼失し、披見することは不可能となっている。他方、金融機関側は提出した業務報告書の控えを持っていたはずであるが、秘匿されたままで、外部からそれに接近することは従来不可能であった。

- (4) 住友信託の業務報告書は、筆者が『住友信託銀行五十年史』を執筆した際に社内資料から発掘したもので、創業期以来完全な形を保っていた。現在でも同社の社史編纂資料として保存されている。虎屋信託のそれは、同社が三和信託に合併されて消滅した後も、同社を経営した肥田家が保存して

いたもので、筆者を介して専修大学経営研究所に寄贈された資料の一部として残されている。一部欠如があるものの、ほぼ連続して消滅時まで揃っている。

- (4) これまで金融機関の分析において業務報告書を利用した事例は、寡聞にして知らない。また社史の編纂時に内部資料として業務報告書が発掘されてしかるべきであるが、管見の限りでは金融機関の社史を見ても業務報告書が使用された痕跡がほとんどない。業務報告書の価値を認識しなかったとすれば論外であるが、未だに秘匿しているのか、あるいはすでに廃棄されているのであろう。

2. 業務報告書による金銭信託の分析

1) 財閥系大信託の金銭信託推移

(1) 金銭信託全体

戦前期の大信託会社といえば、三井、三菱、住友、安田のいわゆる財閥系4大信託が代表的存在である。財閥系4大信託は、大正13(1924)年3月の三井信託をはじめとして、同14年5月安田信託、同年7月住友信託、昭和2(1927)年3月三菱信託の順に設立されている。周知のごとく、いずれも受託財産の中心は金銭信託で、その急速且つ大規模な集積によって日本信託業の代表的大信託会社となった。金銭信託は特定金銭信託、指定金銭信託、いずれでもない金銭信託(便宜上「無指定」と称しておく)に分かれるが、「無指定」は事実上皆無であり、特定も少なく、指定がほとんどを占めている。

第1表は財閥系4大信託と、行論の都合上大阪の中小信託である虎屋信託を加え、金銭信託の推移を整理したものである。

同表によって金銭信託全体の推移をみると、先発の三井が終始残高でトップを守り、昭和初期まで安田、住友、三菱と続くが、昭和4年住友が安田を抜き、同5年には三菱も安田を抜き、以後三井、住友、三菱、安田の順が確定する。そして各期の増減をみると、三井、住友、三菱は昭和7年5月期のみ微減となっているものの、創業以来ほぼ一貫して増加を続けている。安田のみ昭和4年11月期をピークに減少が続き、7年5月期を底に増加に転ずるが、11、12年にも微減をみせ、以後増加基調を保つわけで、他の3社とやや傾向を異にしている。

同表の増減欄でみられるように、各社とも創業以来昭和4年上期まで、金銭信託の集積は著しく、銀行定期預金の預け替えによるものが多いと推測される。預け替えが一段落すると、増加ペースは落ち、少額の増加が続くことになるが(安田だけは減少さえする)、世界恐慌を含む経済の沈滞を背景としている。8年下期から増加基調は回復し、12年前後に中だるみがあるものの、戦時体制期には昭和初期を超える著しい増加が続く。安田を除く3社の金銭信託の集積振りは共通の傾向をみせ、住友は財閥系大信託共通の性格を具現していると言えよう。すなわち、住友の考察は決して特殊な事例ではないことを意味する。

第1表 財関係4大信託の金銭信託の推移

(金額単位:千円)

決算期	三井信託		安田信託		住友信託		三菱信託		虎屋信託	
	残高	増減	残高	増減	残高	増減	残高	増減	残高	増減
大13	5	4,516	4,516							4,323
	11	31,038	26,522							4,970
	14	5	47,389	16,351						5,386
	11	73,734	26,345	21,564	21,564	10,184	10,184			6,295
	15	5	117,583	43,849	54,241	32,677	28,075	17,891		7,586
	11	137,137	19,554	79,583	25,342	49,805	21,730			9,313
昭2	5	170,456	33,319	105,417	25,834	73,931	24,126	11,307	11,307	8,894
	11	206,395	35,939	123,393	17,976	101,225	27,294	41,609	30,302	8,907
	3	5	250,603	44,208	160,011	36,618	128,627	27,402	70,379	28,770
	11	292,963	42,360	183,147	23,136	161,403	32,776	103,373	32,994	10,041
	4	5	312,330	19,367	195,251	12,104	179,065	17,662	130,207	26,834
	11	320,450	8,120	190,165	△ 5,086	188,546	9,481	146,420	16,213	10,336
	5	5	327,122	6,672	173,257	△ 16,908	191,428	2,882	165,629	19,209
	11	333,500	6,378	157,618	△ 15,639	194,247	2,819	176,294	10,665	9,860
	6	5	339,868	6,368	139,092	△ 18,526	197,216	2,969	190,282	13,988
	11	346,428	6,560	140,418	1,326	207,518	10,302	203,005	12,723	9,050
	7	5	342,507	△ 3,921	133,923	△ 6,495	205,071	△ 2,447	200,552	△ 2,453
	11	346,864	4,357	136,806	2,883	207,552	2,481	208,687	8,135	8,480
	8	5	352,761	5,897	138,484	1,678	212,051	4,499	215,812	7,125
	11	370,501	17,740	147,832	9,348	234,380	22,329	242,475	26,663	8,473
	9	5	385,456	14,955	156,266	8,434	254,557	20,177	259,861	17,386
	11	395,510	10,054	163,248	6,982	271,707	17,150	276,011	16,150	8,967
	10	5	404,498	8,988	170,025	6,777	286,439	14,732	287,244	11,233
	11	413,153	8,655	181,495	11,470	305,302	18,863	303,500	16,256	8,737
	11	5	427,228	14,075	190,650	9,155	318,429	13,127	322,136	18,636
	11	443,852	16,624	189,442	△ 1,208	329,346	10,917	333,323	11,187	8,472
	12	5	458,361	14,509	192,462	3,020	335,306	5,960	344,401	11,078
	11	464,483	6,122	189,955	△ 2,507	344,254	8,948	352,714	8,313	8,405
	13	5	482,429	17,946	195,923	5,968	352,079	7,825	361,735	9,021
	11	512,224	29,795	209,368	13,445	384,166	32,087	374,853	13,118	8,368
	14	5	577,514	65,290	223,075	13,707	409,714	25,548	390,139	15,286
	11	607,513	29,999	244,809	21,734	431,440	21,726	407,009	16,870	9,266
	15	5	626,346	18,833	262,371	17,562	442,362	10,922	427,684	20,675
	11	657,143	30,797	282,993	20,622	468,080	25,718	456,767	29,083	10,526
	16	5	692,825	35,682	313,809	30,816	512,900	44,820	490,413	33,646
	11	738,174	45,349	342,312	28,503	532,857	19,957	504,693	14,280	10,438
	17	5	768,730	30,556	366,262	23,950	566,045	33,188	541,432	36,739
	11	805,238	36,508	393,556	27,294	602,273	36,228	575,155	33,723	
	18	5	860,475	55,237	427,600	34,044	640,719	38,446	610,953	35,798
	9	874,233	13,758	456,507	28,907	672,226	31,507	644,781	33,828	
	19	3	909,517	35,284	513,140	56,633	746,443	74,217	696,956	52,175
	9	979,027	69,510	579,100	65,960	818,664	72,221	745,114	48,158	
	20	3	1,023,396	44,369	658,630	79,530	885,431	66,767	826,900	81,786
	9	1,046,330	22,934	709,863	51,233	905,008	19,577	824,973	△ 1,927	

[備考]各信託会社の営業報告書より計算の上作成。△印は減少。

他方、大阪所在の中小信託である虎屋信託では、昭和4年まで金銭信託は漸増し、1,000万円を超えるまでになったが、以後合併の直前まで8~900万円が続き停滞的である。同じく大阪を営業基盤としながら、住友と虎屋では金銭信託の集積振りは著しく異なっており、大信託と中小信託の差は歴然としている。

(2) 特定金銭信託

金銭信託の種類別考察に移ろう⁽¹⁾。まず特定金銭信託をみるに、金銭信託全体での比重、受託額推移は、4社で若干の差がある(第2表参照)。

第2表 特定金銭信託の受託額と構成比

(金額単位:千円)

決算期	三井信託		安田信託		住友信託		三菱信託		虎屋信託		住友信託		虎屋信託			
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	口数	1口当り	口数	1口当り		
大13	5	0	0.0%													
	11	4,307	16.1							605	14.0%			39	16	
	14	5	635	1.4						758	15.3			41	18	
	11	3,588	5.1	不明	不明	0	0.0%			708	13.2			40	18	
	15	5	16,007	15.8	不明	不明	1,000	3.7		674	10.7			39	17	
	11	7,001	5.3	6,171	8.4%	1,410	2.9			1,135	15.0	1	1,000	58	20	
昭2	5	6,516	4.0	6,277	6.3	2,378	3.3	1,705	17.8%	1,296	15.6	5	282	57	23	
	11	12,708	6.5	8,262	7.2	4,682	4.8	6,504	18.5	1,331	15.0	12	198	72	18	
	3	5	6,822	2.8	7,446	4.9	5,035	4.1	6,516	10.2	1,421	15.1	15	336	74	19
	11	7,237	2.5	7,240	4.1	8,989	5.9	4,515	4.6	1,344	13.4	19	473	71	19	
	4	5	6,359	2.1	6,107	3.2	13,493	8.1	5,052	4.0	1,401	13.8	30	450	72	19
	11	5,022	1.6	5,082	2.7	13,441	7.7	6,179	4.4	1,243	12.0	33	407	71	18	
	5	4,956	1.5	5,058	3.0	12,506	7.0	6,954	4.4	985	9.8	41	305	64	15	
	11	3,832	1.2	3,189	2.1	11,208	6.1	7,660	4.5	1,028	10.4	40	280	78	13	
	6	5	1,790	0.5	2,587	1.9	8,984	4.8	6,979	3.8	1,098	11.5	38	236	76	14
	11	1,727	0.5	3,769	2.8	9,391	4.7	11,476	6.0	985	10.9	42	224	60	16	
	7	5	1,382	0.4	3,061	2.3	6,893	3.5	不明		854	9.8	35	197	53	6
	11	1,408	0.4	5,198	3.9	7,888	4.0	11,461	5.8	841	9.9	41	192	51	16	
	8	5	681	0.2	5,274	4.0	7,671	3.8	不明		814	9.8	52	147	49	17
	11	692	0.2	4,864	3.4	7,111	3.1	11,640	5.0	804	9.5	49	145	42	19	
	9	5	422	0.1	3,636	2.4	5,956	2.4	不明		757	8.7	42	142	43	18
	11	439	0.1	4,022	2.5	6,307	2.4	6,082	2.3	761	8.5	42	150	48	16	
	10	5	237	0.1	4,017	2.4	6,574	2.3	不明		550	6.3	42	157	44	13
	11	184	0.0	3,834	2.2	7,844	2.6	7,249	2.4	568	6.5	37	212	46	12	
	11	5	205	0.0	3,969	2.1	5,198	1.7	不明		551	6.7	32	162	47	12
	11	263	0.1	2,464	1.3	4,893	1.5	11,988	3.7	450	5.3	35	140	37	12	
	12	5	504	0.1	1,713	0.9	3,563	1.1	不明		480	5.6	37	96	41	12
	11	470	0.1	2,047	1.1	10,043	3.0	15,029	4.5	476	5.7	38	264	40	12	
	13	5	505	0.1	2,635	1.4	12,731	3.8	不明		640	7.0	60	212	40	16
	11	491	0.1	5,019	2.5	17,019	4.6	12,550	3.5	588	7.4	57	299	40	15	
	14	5	368	0.1	5,061	2.3	13,917	3.5	不明		614	6.9	61	228	37	17
	11	605	0.1	6,147	2.6	14,872	3.6	10,463	2.6	481	5.2	53	281	37	13	
	15	5	429	0.1	5,492	2.1	4,699	1.1	不明		231	2.4	19	247	32	11
	11	383	0.1	5,357	1.9	3,446	0.7	19,079	4.4	177	1.7	21	164	18	10	
	16	5	332	0.0	6,183	2.0	5,285	1.0	不明		67	0.6	25	211	9	7
	11	335	0.0	7,197	2.1	7,806	1.5	7,018	1.4			25	312			
	17	5	1,026	0.1	6,758	1.9	6,046	1.1	不明				22	275		
	11	2,990	0.4	7,043	1.8	7,565	1.3	13,134	2.3			21	360			
	18	5	3,284	0.4	7,537	1.8	3,536	0.6	不明				15	236		
	9	6,856	0.8	13,056	2.9	2,585	0.4	15,098	2.4			12	215			
	19	3	2,948	0.3	9,967	2.0	1,625	0.2	不明				10	163		
	9	16,694	1.7	13,928	2.5	2,044	0.3	3,318	0.4			8	256			
	20	3	11,743	1.2	13,220	2.0	2,043	0.2	不明				8	255		
	9	3,510	0.3	10,632	1.5	1,960	0.2	6,580	0.8			8	245			

〔備考〕『三井信託銀行五十年史』398頁、『安田信託銀行四十年史』115,153,195,247,302頁、『住友信託銀行五十年史別巻』129頁、『三菱信託銀行四十年史』206,209,213頁、虎屋信託の業務報告書より計算の上作成。

三井では、残高が1,000万円を超えたのは全期間44期のうち4期、大正末～昭和初年は増減が激しく、大正15年5月期は1,600万円で、金銭信託全体の16%を占めるほどに多額であったが、以後どんどん減少し、8～16年は数十万円(最低額18万円)が続き、17年からにわか増加して19年9月期は1,669万円の最多となっている。しかし指定金信が順調に増大しているので、特定の金信全体における比重は極小化して8～16年では0.1%程度であり、戦時末期に急増しても比重は2%未満である。要するに、大正末期にやや多額の受託があったが、それ以降の特定は取るに足りぬ存在なのである。

次に安田では、1,000万円をこえるのは戦時末期の4期(全期間39期のうち)だけであるが、

創業以来絶えず数百万円の受託残高があり、概して金信全体の2～3%の比重が続いている。比重は大正15年11月期の8%が最高で、戦時末期の1,000万円超も金信全体が多額となっているので2～3%に過ぎない。

住友では、1,000万円超が9期(全体で41期)もあり、それは昭和4、5年と12～14年に発生している。前者の時期で比重は7～8%、後者の時期で3～4%であるが、それ以外の期間では2～3%、特に戦時期では0～1%と低率である。

三菱では、1,000万円超が判明した24期のうち10期を数え、4社中もっとも高水準である。しかし金信全体での比重では、創業当初の約18%を別とすれば、昭和初期では4～6%が続き、10年以降は2～4%程度に下がる。

以上のように三菱では4社中相対的に特定が多く、住友、安田がついで多く、三井が著しく少ないという姿である。しかしいずれにせよ、指定に対して特定は僅か数%の比重に過ぎないことは各社共通で、残高自体が最多の三菱で1,907万円、最小の三井で18万円なのである。

ところが虎屋信託をみると、特定の比重は昭和6年まで10～15%の高水準を続け、以後合併時まで逐次下がって行くものの、財閥系信託よりも一貫して高水準である。金銭信託の集積規模が小さい割に特定の受託が多いことは、単なる利殖目的の顧客以外に特別な取引関係がいくつも存在していたことを意味する。

業務報告書によれば、住友と虎屋では特定金銭信託の口数が判明するので、1口当たり金額まで計算できる。第2表の右欄をみると、住友の口数は昭和初期に漸増して、4～14年では30～60口が続くが、1口当たりを計算すると、15年5月期の1口100万円は別格として、10～40万円の中で増減し、のちにみる指定金銭信託と比較して相当に大口といわねばならない。虎屋信託の方は、口数が多い期では70口を超えるが、多くの期は40口前後であって、1口当たり金額は多い期で約2万円、1万円台がほとんどである。住友より口数はやや多いものの、小口である。しかし小口といっても指定金信よりは数倍大きく、特別の取引であることは言うまでもない。

特定金信の委託者および内容を知りたいが、三菱信託については昭和11年6月時点における特定金信の大口委託者が判明している⁽²⁾。すなわち、東京海上火災405万円、明治生命252万円、明治火災152万円、千代田生命100万円、帝国生命75万円、第一生命50万円で、いずれも保険会社であったという。その信託目的(運用面)は明らかでない。また、財閥系4大信託ではないが、虎屋信託についても断片的ではあるが判明している⁽³⁾。すなわち、大蔵検査資料により大正14年、昭和11年、15年の3時点について特定金信の明細を知ることができるが、それによればすべてが貸付目的で、委託者が特定先への直接貸を嫌って信託会社経由としたものであった。最多で40万円(委託者富田林銀行、債務者大阪鉄道、大正14年)もあるが、

10万円超は数件に過ぎず、数千円程度も少なくない。

それでは住友信託ではどうであろうか。具体的に解明できる資料はないが、特定金信について本支店別にそれぞれが受託した特定の口数、元本、運用状況を知ることができ、そこから特定の内容をある程度推察することが可能である。第3表は昭和10年についてであるが、上期では本支店全体で42口、657万円の受託があり、1口当たり約16万円、すべてが貸付目的であることが判明する。東京支店が20口、459万円、1口当たり23万円でもっとも多く、本店営業部がそれに次ぎ15口、164万円、11万円、福岡支店でも7口、34万円、5万円という具合である。運用は貸付金ばかりといってよく、手形貸付がほとんどを占める。下期では本店の受託が倍増し、1口当たりが21万円と東京なみになっているが、基本的傾向は変わらない。判明した戦時末期の姿をみると(第4表参照)、昭和17年上期では22口600万円の受託は1口当たり27万円であり、10年頃よりも大口となっている。本店営業部が504万円で大部分を占め、1口当たりが32万円と大型化し、その運用は貸付金もあるものの(73万円)、431万円を本店経理課へ回して国債に運用し(324万円)、残りが運用委託金となっている。東京支店は5口80万円、1口16万円と10年より激減し、福岡支店も1口16万円へと半減している。東京、福岡両店は貸付目的であるが、本店営業部には国債運用が登場している点が注目される。この傾向は同年下期でも同様である。ただ福岡支店に1口80万円の大口が登場し、18年まで継続しているが、本店経理課に回金され、有価証券担保貸付に運用された可能性があること、本店経理課の有価証券運用に社債が加わったことを指摘しておく。

18年、19年と進むに連れ、特定の受託額は縮小するが、本店営業部の本店経理課への回金は続き(貸付は継続)、東京支店の受託は一層減少、福岡支店の80万円の大口が解約されるといふ変化がある。

以上の二つの時期の住友信託における特定金信の運用から次の点が明らかである。

第3表 住友信託の特定金信の運用(昭和10年)

(金額単位:千円)

科 目	昭10. 5				昭10. 11			
	総括	本店営業部	東京支店	福岡支店	総括	本店営業部	東京支店	福岡支店
口数	42	15	20	7	37	13	18	6
元本	6,572	1,642	4,590	340	7,842	3,328	4,158	356
収益	2	1	1		2	1	1	
計	6,574	1,643	4,592	340	7,844	3,329	4,159	256
不動産抵当貸付金	778	389	114	275	653	226	113	314
証書貸付金	73	70	2	1	73	67	1	6
保証貸付金	6	6			6	6		
手形貸付金	5,650	1,177	4,473		7,072	3,029	4,043	
小計	6,507	1,642	4,589	276	7,804	3,328	4,157	320
銀行への預け金	68	1	3	64	40	1	2	36

[備考]住友信託の「各種信託別貸借対照表」より計算の上作成。

第4表 住友信託の特定金信の運用(昭17~19)

(金額単位:千円)

科 目	昭17. 5					昭17. 11				
	総括	本店経理課	本店営業部	東京支店	福岡支店	総括	本店経理課	本店営業部	東京支店	福岡支店
口数	22		16	5	1	21		16	4	1
元本	6,003		5,038	803	163	7,536		5,974	762	800
収益	14	14				28	28			
雑口	29	29				1	1			
計	6,046	43	5,038	803	163	7,565	29	5,974	762	800
国債	3,236	3,236				1,771	1,771			
社債						988	988			
有価証券担保貸付金	340		340	76		3,548	3,300	248	35	
不動産抵当貸付金	189		114			142		107		
証書貸付金	127			127		127			127	
保証貸付金	244		244			254		254		
手形貸付金	798		35	600	163	660		60	600	
小計	1,698		733	803	163	4,731	3,300	669	762	
銀行への預け金						75				
本店勘定			4,305					5,305		800
支店勘定		4,305					6,105			
運用委託金		1,112					75			
科 目	昭18. 5					昭18. 9				
	総括	本店経理課	本店営業部	東京支店	福岡支店	総括	本店経理課	本店営業部	東京支店	福岡支店
口数	15		10	4	1	13		9	2	1
元本	3,480		1,918	762	800	2,507		1,572	135	800
収益	45	45				22	22			
雑口	11	11				57	56			
計	3,537	56	1,918	762		2,585	78	1,572	135	
国債	405	405				101	101			
社債	988	988				988	988			
有価証券担保貸付金	1,048	800	248			248		248		
不動産抵当貸付金	102		68	37		76		68	8	
証書貸付金	127			127		167		40	127	
保証貸付金	148		148			117		117		
手形貸付金	650		50	600						
小計	2,075		513	762		607		472	135	
銀行への預け金	69					889				
本店勘定			1,405		800			1,100		800
支店勘定		2,205					1,900			
運用委託金		69					889			
科 目	昭19. 3					昭19. 9				
	総括	本店経理課	本店営業部	東京支店	福岡支店	総括	経理部	本店営業部	東京支店	福岡支店
口数	10		8	2		8	6		2	
元本	1,579		1,444	135		2,031	1,898		133	
収益	19	19				13	13			
雑口	29	29								
計	1,626	47	1,444	135		2,044	1,911		133	
国債										
社債	988	988				965	965			
有価証券担保貸付金	248		248			248	248			
不動産抵当貸付金	74		66	8		72	65		6	
証書貸付金	167		40	127		127			127	
保証貸付金	90		90			85	85			
手形貸付金										
小計	579		443	135		531	398		133	
銀行への預け金	59					548				
本店勘定			1,000							
支店勘定		1,000								
運用委託金		59					548			

[備考]住友信託の「各種信託別貸借対照表」より計算の上作成。

- ①昭和 10 年での受託は貸付目的ばかりであったが、戦時下の受託では証券投資の事例があること、その金額は多額であり、本店営業部から本店経理部に回されていること、
- ②10 年では東京支店での受託が多かったが、戦時下には下火になり、本店営業部が中心になること、
- ③戦時下の福岡支店で 1 口 80 万円という大口があり、本店経理部に回金されているが、委託先が解明できないのが残念なこと、
- ④福岡の 80 万円は例外であり、東京、大阪に特定金信を希望する大口の委託者があって、むしろ貸付目的が多く、証券取得は少数と推測される。
- (1) 業務報告書には特定・指定別の記載が義務づけられており、住友と虎屋はそれによって判明する。三井、安田、三菱の業務報告書は未見のため社史によったが、三菱は一部不明がある。各社の社史では、特定・指定別が時期毎に区分されているので、時系列に見るために連結表示したが、三菱は昭和 7 年以降年度表示のため一部欠けることになっている。因みに営業報告書では金銭信託全体しか記載されず、特定、指定別は把握できない。
 - (2) 『三菱信託銀行六十年史』45 頁による。これら大口委託者 6 社 1034 万円のうち、三菱系 3 社が 810 万円、78%余を占めていた。
 - (3) 拙著『戦前期中小信託会社の実証的研究』第 4 章第 2 節 二検査資料による具体的分析(その二)―特定金銭信託(218 頁以下)を参照。

(3) 指定金銭信託

次に指定金銭信託を第 5 表でみよう。周知のごとく指定金銭信託には合同運用と単独運用がある。合同運用は利殖目的から分別管理の例外として認められたもので、大小さまざまな資金を内包しているが、単独運用は分別管理の原則に従い独立に運用されるだけに、逆に言えば独立の運用が可能だけの資金単位であることを意味する。両者の性格は異なる以上、指定金銭信託の分析上、両者を区別して考察することが必要であろう。しかし業務報告書でも区別しての記載が求められていないから、それを知るには内部資料を発掘する外はない。

財閥系大信託の単独運用はどの程度の規模であったのか、目下のところ三井信託しか判明しない。第 5 表の右欄によれば、同社では昭和 2 年以降、単独運用が登場するが、残高約 100 万円から出発して昭和 4 年頃には 500 万円に達し、以後 400~800 万円の幅で増減を繰り返すことになる。15、16、17 年各上期は 1,350 万円であり、前後の期より倍増しているのは何か事情がありそうである。19 年 3 月期が突如 4,990 万円の残高となっているのは、あまりにもその前後とかけ離れており不可解である。余程特殊な事態があったのか、記載上の誤りの可能性も否定できない。指定単独運用は合同運用の残高に対し最大で 2.5% (昭和 7 年 5 月期)、多くの期では 1% 台であるから、僅かな存在と言うべきであろう (上記の 4,990 万円では 5.5% になるが、例外と見なされるべきであろう)。また、合同運用の残高が安定的に増加していくのに対し、単独運用は相当に増減がはげしいこと (網掛けの箇所が対前期減少を示すが、かなり多い)、す

第5表 指定金銭信託の残高と構成比

(金額単位:千円)

決算期	三井信託		安田信託		住友信託		三菱信託		虎屋信託		三井信託		
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比	指定合同	指定単独	
大13	5	4,516	100.0%							3,718	86.0%	4,516	
	11	26,731	86.1							4,211	84.7	26,731	
	14	46,754	98.7							4,678	86.9	46,754	
	11	70,146	95.1			10,184	100.0%			5,622	89.3	70,146	
	15	101,576	86.4			27,075	96.4			6,451	85.0	101,576	
	11	130,137	94.9	73,411	92.2%	48,395	97.2			7,017	75.3	130,136	
昭2	5	163,940	96.2	99,140	94.0	71,553	96.8	9,602	84.9%	7,562	85.0	162,919	1,021 0.6%
	11	193,687	93.8	115,131	93.3	96,543	95.4	35,104	84.4	7,649	85.9	192,630	1,057 0.5
	3	243,781	97.3	152,565	95.3	123,592	96.1	63,863	90.7	8,001	84.9	240,687	3,094 1.3
	11	285,726	97.5	175,907	96.0	152,414	94.4	98,857	95.6	8,698	86.6	280,764	4,962 1.7
	4	305,971	98.0	189,144	96.9	165,572	92.5	125,154	96.1	8,762	86.2	300,942	5,029 1.6
	11	315,428	98.4	185,082	97.3	175,105	92.9	140,240	95.8	9,093	88.0	310,309	5,119 1.6
	5	322,166	98.5	168,199	97.1	178,922	93.5	158,674	95.8	9,034	90.2	316,926	5,240 1.6
	11	329,668	98.9	154,429	98.0	183,039	94.2	168,634	95.7	8,833	89.6	323,869	5,799 1.8
	6	338,078	99.5	136,504	98.1	188,232	95.4	183,302	96.3	8,436	88.5	333,461	4,617 1.4
	11	344,701	99.5	136,648	97.3	198,127	95.5	191,529	94.3	8,065	89.1	339,970	4,731 1.4
	7	341,125	99.6	130,862	97.7	198,178	96.6			7,827	90.2	332,736	8,389 2.5
	11	345,456	99.6	131,608	96.2	199,664	96.2	197,226	94.5	7,639	90.1	339,780	5,676 1.6
	8	352,080	99.8	133,209	96.2	204,380	96.4			7,500	90.2	343,603	8,477 2.4
	11	369,809	99.8	142,967	96.7	227,269	97.0	230,835	95.2	7,669	90.5	363,831	5,978 1.6
	9	385,034	99.9	152,630	97.7	248,601	97.7			7,944	91.3	378,092	6,942 1.8
	11	395,071	99.9	159,226	97.5	265,400	97.7	269,928	97.8	8,206	91.5	389,342	5,729 1.5
	10	404,261	99.9	166,007	97.6	279,865	97.7			8,242	93.7	397,799	6,462 1.6
	11	412,969	100.0	177,661	97.9	297,458	97.4	296,251	97.6	8,169	93.5	407,723	5,246 1.3
	11	427,023	100.0	186,680	97.9	313,231	98.4			7,735	93.4	420,794	6,229 1.5
	11	443,589	99.9	186,977	98.7	324,453	98.5	321,335	96.4	8,022	94.7	438,607	4,982 1.1
	12	457,857	99.9	190,748	99.1	331,743	98.9			8,084	94.4	451,109	6,748 1.5
	11	464,013	99.9	187,908	98.9	334,211	97.1	337,685	95.7	7,929	94.3	459,635	4,378 0.9
	13	481,924	99.9	193,288	98.7	339,348	96.4			8,045	92.6	475,244	6,680 1.4
	11	511,733	99.9	204,349	97.6	367,147	95.6	362,302	96.7	7,780	93.0	503,910	7,823 1.5
	14	577,146	99.9	218,014	97.7	395,797	96.6			8,272	93.1	569,961	7,185 1.2
	11	606,908	99.9	238,662	97.5	416,568	96.6	396,546	97.4	8,785	94.8	600,586	6,322 1.0
	15	625,917	99.9	256,878	97.9	437,663	98.9			9,574	97.6	618,884	7,033 1.1
	11	656,760	99.9	277,636	98.1	464,634	99.3	437,688	95.8	10,349	98.3	643,251	13,509 2.1
	16	692,493	100.0	307,625	98.0	507,615	99.0			10,371	99.4	685,372	7,121 1.0
	11	737,839	100.0	335,115	97.9	525,051	98.5	497,674	98.6			724,271	13,568 1.8
	17	767,704	99.9	359,503	98.2	559,999	98.9					759,904	7,800 1.0
	11	802,248	99.6	386,513	98.2	594,708	98.7	562,020	97.7			788,632	13,616 1.7
	18	857,191	99.6	420,063	98.2	637,183	99.4					849,534	7,657 0.9
	9	867,377	99.2	443,451	97.1	669,641	99.6	629,683	97.7			859,541	7,836 0.9
	19	906,569	99.7	503,173	98.1	744,818	99.8					856,665	49,904 5.5
	9	962,333	98.3	565,172	97.6	816,620	99.8	741,795	99.6			953,752	8,581 0.9
	20	1,011,653	98.9	645,409	98.0	883,388	99.8					1,004,887	6,766 0.7
	9	1,042,820	99.7	699,231	98.5	903,048	99.8	818,392	99.2			1,036,029	6,791 0.7

なわち受託・解約が頻繁で、安定した資金ではないように思われる。その委託者、資金内容を知りたいが、三井信託でも明らかでない。

住友信託の場合、昭和10年と17～20年の時期だけであるが、若干の事実を知ることができる。すなわち、単独運用の運用面からの手掛かりである。第6表でみるとおり、昭和10年上期における単独運用は19口1,312万円であるが、そのうち本店営業部は3口、約20万円、1口当たり7万円弱と小さいが、東京支店は10口、1,045万円、1口当たり105万円と多額であり、福岡支店でも6口、247万円、41万円とやはり大口である。同年下期でもその傾向は変わらない。運用は、本店営業部、東京支店とも有価証券(国債、社債、地方債の順)であり、福岡支店は手形貸付と財団抵当貸付が主であり、国債にも投資している。下期では本店営業部と東京支店は本店総務部へ回金し、有価証券(社債、国債、地方債の順)に投資しているが、福岡

第6表 住友信託の指定金信単独運用の運用(その1)

(金額単位:千円)

科目	昭10.5					昭10.11				
	総括	本店総務部	本店営業部	東京支店	福岡支店	総括	本店総務部	本店営業部	東京支店	福岡支店
口数	19		3	10	6	19		3	10	6
元本	13,116		195	10,450	2,471	13,274		203	10,450	2,621
収益	56		3	1	52	61	1	4		56
雑口	2				2					
計	13,175		198	10,451	2,526	13,335	1	207	10,450	2,676
国債	7,037			6,420	618	3,131	3,131			
地方債	1,511		63	1,448		1,236	1,236			
社債	2,607		134	2,473		6,666	6,666			
小計	11,155		196	10,340		11,033	11,033			
有価証券担保貸付金						1,925				1,925
財団抵当貸付金	675				675					
手形貸付金	1,188				1,188					
小計	1,863				1,863	1,925				1,925
銀行への預け金	158	156	1			377	377			
本店勘定				111	45			207	10,450	751
支店勘定		156					11,409			

[備考]住友信託の「各種信託別貸借対照表」より計算の上作成。第7表も同様。

支店だけは有価証券担保貸付に運用している。本店営業部の単独運用が小口であるのが意外であるが、東京支店、福岡支店の受託は単独運用可能なだけの大口であることを物語っている。

その後、昭和17~20年につき単独運用が判明したのは第7表のごとくである。すなわち、本店営業部での受託はなくなり、東京、名古屋、京都、福岡の各店に受託がみられる。東京支店は17~18年に3,400万円前後の受託があり、30口から24口に減少しているが、1口当たりは110万円から140万円へと大口化している。その運用は8割前後を貸付金とし、2割前後を本店へ回金している。名古屋支店が19年に8口、65万円、1口当たり8万円の受託があつて、20年まで継続、手形貸付であつた。京都支店が2口、10万円、1口当たり5万円で、貸付金とし、福岡支店は38口、784万円で1口当たり21万円、360万円を貸付け、本店へ410万円を回金している。

以上、住友信託の場合、東京、福岡支店で単独運用の受託が若干あり、大口資金であつて、有価証券あるいは貸付金に運用されていることが確認される。ただ、いくつか疑問も残るものの、解明の材料が得られない⁽¹⁾。

このような指定単独運用の存在が判明したものの、委託者など具体的な内容を知りたいものであるが、残念ながら現在のところ解明できる資料がない。辛うじて得られたのが住友信託の昭和15年5月末での事例である。第8表によれば、23口363万円の単独運用の内容が判明する。すなわち、名寄せすれば委託者は9、銀行3行(南都、松山五十二、百五)、生保3社(日本、住友、福德)、2会社(北海道開発、山口商店)、1団体((財)大阪府殉職警察官救慰会)で、金融機関が多い。

第7表 住友信託の指定金信単独運用の運用(その2)

(金額単位:千円)

科目	東京支店			
	昭 17.5	17.11	18.5	18.9
口数	30	29	24	24
元本	33,491	34,588	33,781	33,279
収益	567	578	647	335
雑口	86	86	114	218
計	34,145	35,252	34,542	33,832
有価証券担保貸付金	3,164	8,804	6,491	6,901
財団抵当貸付金		400		
債権担保貸付金	15,000	13,800	14,950	14,601
保証貸付金			600	800
手形貸付金	10,310	6,891	5,854	4,593
小計	28,474	29,595	27,895	26,895
本店勘定	5,562	5,530	6,469	6,831
運用委託金	109	127	178	106

科目	名古屋支店			京都支店	福岡支店
	昭 19.3	19.9	20.3	19.9	19.9
口数	8	8	8	2	38
元本	650	650	650	100	7,844
収益	1	1	1		2
雑口	7	8	12		
計	658	658	663	100	7,846
有価証券担保貸付金				50	
債権担保貸付金				50	
財団抵当貸付金					500
手形貸付金	650	650	650		3,100
小計	650	650	650		3,600
本店勘定					4,109
運用委託金	8	8	13	0	137

第8表 本店営業部の金銭信託指定単独運用の事例(昭和15年5月末)

(金額単位:円)

番号	委託者	口数	元本	収益	未経過利益	計	有価証券	貸付金	預け金	摘要
1001	(財)大阪府殉職警察官救慰会	4	80,100	1,572		81,672	73,964		7,708	地方債4,500、社債69,464
1005	(株)山口商店	2	700,000	4,518	6,384	710,902		700,000	10,902	手形貸付金
1008	日本生命保険	2	500,000	9,500	460	511,240		500,000	11,240	"
1009	住友生命保険	2	250,000	4,500	1,438	255,937		250,000	5,938	有価証券担保貸付金
1010	南都銀行	2	500,000	9,500	1,020	510,520		500,000	10,520	手形貸付金
1011	福徳生命保険	2	200,000	3,800	1,824	205,624		200,000	5,624	"
1012	松山五十二銀行	1	100,000	1,900	912	102,812		100,000	2,812	"
1013	"	3	400,000	7,200	460	407,660		400,000	7,660	"
1014	百五銀行	2	200,000	3,800	1,824	205,624		200,000	5,624	"
1015	"	2	200,000	2,421	94	203,364		200,000	3,364	"
1016	北海道開発	1	500,000	6,411	2,588	508,998		500,000	8,998	"
	計	23	3,630,100	55,122	17,004	3,704,353	73,964	3,550,000	80,390	
(参考)	指定日鉄口	3	1,610,428	32,208		1,642,637		300,000	1,342,637	有価証券担保貸付金

〔備考〕住友信託の「金銭/信託財産目録(単独運用分)」より作成。

上記団体は4口8万円で、社債、地方債に運用されている。1口当たり2万円といえば単独運用としては少額過ぎるが、4口纏めて8万円の運用なのであろう。これを例外として、残る8委託者はすべて貸付金に運用され、ほとんどが手形貸付であった。1口では松山五十二銀行の10万円が最低で、北海道開発の50万円が最高であるが、ほとんどが2、3口一括で貸付に

運用されている。むしろ一括の金額が実質上の委託額であって、そうみれば山口商店 70 万円、南都銀行、松山五十二銀行、日本生命各 50 万円、百五 40 万円など、かなり大口といえよう。そして運用面での「預け金」は利息の滞留額と思われる。委託者は余裕金の運用として単独運用を依頼し、受託者は資金需要者を当てはめる形である。資金の規模が大きいため、委託者の希望に添った運用が可能なのであろう。

次に指定金銭信託の合同運用についてであるが、残念ながら合同運用だけの実態を検証する材料が全く得られない。意外にも指定金銭信託のうち単独運用を除いたものが、合同運用であるというだけのことしかいえないのである。強いて探せば実態を垣間見ることのできる唯一の事例は、三菱信託の昭和 11 年 6 月時点での大口委託者 20 名だけである⁽²⁾。それも指定単独、指定合同の区別がなく、指定金銭信託全体での大口委託者であるが、若干の参考になるであろう。すなわち、20 名の合計は 4,181 万円で、同時点での指定金銭信託の 13%程度にあたり、三菱系企業 9 社 2,266 万円⁽³⁾、共済組合 2 つ 680 万円、会社重役 4 名 614 万円、岩崎八穂 100 万円、その他企業 4 社 510 万円という構成であった。確かに三菱信託では三菱財閥関係への依存が大きかったことがわかるが、これが一時的であったのか、恒常的であったかが知りたいところである。もし恒常的であれば極めて重要な特徴といえよう。他の財閥系 3 大信託ではどうであったか目下のところ知るべくもない。

(1) 疑問点を列挙すれば次のごとくである。

- ① 東京支店での受託が 17~18 年で約 3,300 万円の多額で続いているのに、19 年から消滅しているのは不可解である。実際は消滅ではなく、単独運用の表示を止め、合同運用と合算されたのであろうか
 - ② 東京支店の約 3,300 万円受託の半分が債権担保貸付金に運用されているが、どのような事態なのか理解に苦しむ。
 - ③ 名古屋支店、京都支店も少額ながら単独運用があるのは意外である。本店営業部でもそうであったが、小口資金でありながらよく単独運用が出来るものかと疑問に思われる。実は依拠した「各種信託別貸借対照表」における両店は単独運用に一旦記載しながら、抹消して合同運用に加算している。東京支店で 19 年以降単独運用が消滅したかにみえるのも、両店の記載抹消と重ねてみると符合し、区別表示を止めた公算が大きい。ただ、名古屋、京都両店以外にも単独運用があって、合同運用と合算されているのか否か、新たな疑問が起こるが証明できない。
- (2) 『三菱信託銀行六十年史』45 頁、「2-7 表 指定金銭信託の大口委託者(昭和 11 年 6 月 18 日現在)参照。
- (3) 同上によれば、三菱系企業 9 社の内訳は、三菱銀行 410 万円、三菱合資経理部 308 万円、三菱鉱業 277 万円、東山農事 270 万円、三菱重工業 251 万円、三菱電機 249 万円、三菱商事 200 万円、明治生命 200 万円、明治火災 100 万円であった。

2) 金銭信託の内容

(1) 考察の前提

日本信託業の金銭信託を問題とする時、特定金銭信託・指定金銭信託別に内容を掘り下げたが、前掲のごとく不完全にしか分類できなかった。さらに指定金信を合同運用と単独運用に

分けてその特徴を把握したいが、それも不可能である。ましてやそれぞれの資金的特質の解明は、個別信託会社の内部資料に依らない限り一層困難である。ただし日本信託業全体でも、個別信託会社レベルでも、特定・指定を内包した金銭信託全体ならば、期間別、受入金額別に分解した計数が把握可能である。すなわち、『銀行局年報』には「信託契約期間別」と「信託契約金額別」が記載され、日本全体の金銭信託について期間別と受入金額別は判明する。各社が当局に提出した業務報告書に記載されているので、それを集計した結果にほかならない。もともと業務報告書では、特定・指定別には求めているので、金銭信託全体での「期間別」、「金額別」しか報告されていないわけである。いずれにせよ、特定・指定別に期間別、受入金額別を解明することは資料的に不可能であるが、金銭信託の性格解明に少しでも接近するためには、金銭信託全体についてであっても期間別、受入金額別を検討する方法を採らざるを得ない。

業務報告書が利用できた住友信託の場合、金銭信託全体の期間別、受入金額別の検討が可能であるが、もう一つ幸いなのは店部別に分解できることである。大信託会社は複数地域に店舗を構えて金銭信託を受託しているから、店部別に検討できれば、地域性、営業規模による差異まで視野に入れることができるであろう。業務報告書が未見の三井、三菱、安田ではごく一部の時点を除いて、期間別、金額別も店部別も把握できないが、せめて住友だけでも検討できるのは前進であろう⁽¹⁾。以下、全国信託会社の金銭信託を意識しながら、住友信託の事例を業務報告書ベースから知りうる限り解明を行ってみよう。

- (1) 虎屋信託でも業務報告書があるので、住友と同じ考察が可能であるが、同社は大阪所在の本社だけであるから、店部別考察の意味がない。ただ、同じ大阪立地ということで、住友信託本店との比較は財閥系大信託と中小信託という視点からあり得よう。

(2) 期間別

まず、全国信託会社の金銭信託の期間別をみよう。第9表は、『銀行局年報』から作成しているが、昭和16年以降は記載がなく、昭和2～15年の各11月期に限定される。信託業法施行細則の雛形に定められた期間分類、すなわち「10年以上」「5年以上」「2年以上」、「2年未満」「期間ノ定メナキモノ」(以下「無期限」と略す)に分けられ、口数と金額が記載されている⁽¹⁾。

信託業法では金銭信託合同運用が期間2年以上となっているので、同表の「2年未満」「無期限」は合同運用以外の受託と推測されよう。その口数、金額とも金銭信託全体からみれば僅かのものであるが、1口当たりを計算すると、「2年未満」では昭2～4で7万円前後、昭5～9で4～6万円、以後大口化して20万円台に達し、極めて大口資金であるし、「無期限」でも昭2で10万円、以後逐次小口化するが、それでも1～2万円であって、「10年以上」「5年以上」「2年以上」とは大きく異なっている。

昭2～10では「2年以上」が口数で全体の9割から7割へ、金額で8割から7割へと比重が

下がるが、金銭信託の大部分を占めている。「10年以上」「5年以上」は着実に口数、金額とも比重が増しているが、長短2率制が採用される昭和11年以降、「2年以上」からのシフトを生じて急増することになる。「5年以上」は10年では全体の2割強であったが、15年では6割に達している（「2年以上」が24%、「10年以上」が12%、いずれも金額ベース）。つまり委託者が高い収益配当率を求めて短期から長期契約へと乗り換えたわけである。しかし1口当たりを計算すると、いずれの分類でも逐次漸増するものの、9千円前後で大差がない。長期に大口資金、短期に小口資金ということも、その逆に長期に小口資金、短期に大口資金ということもなく、それぞれの期間分類には、類似した大きさの資金が集積されていたとみることができよう。前掲の「2年未満」「無期間」がそれとは大差がある1口当たりであったことは、3つの期間分類の資金とは異質な資金であることを示唆していよう。おそらく3つの期間分類は、指定金銭信託合同運用の集積と推測してよからう。

第9表 全国信託会社の金銭信託の期間別

(金額単位:千円、1口当たり:円)

年 11月末	10年以上			5年以上			2年以上		
	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり
昭2	2,896	20,725	7,156	2,818	16,280	5,777	70,208	552,049	7,863
3	4,415	29,177	6,609	4,549	28,160	6,190	102,127	877,148	8,589
4	5,603	46,455	8,291	6,799	37,210	5,473	114,010	1,012,097	8,877
5	6,619	57,043	8,618	8,698	47,052	5,410	114,295	1,030,372	9,015
6	7,609	64,889	8,528	11,630	85,353	7,339	115,828	1,048,157	9,049
7	8,496	74,196	8,733	18,451	162,146	8,788	108,550	958,912	8,834
8	9,622	84,749	8,808	26,587	245,427	9,231	114,540	1,012,815	8,842
9	10,706	95,059	8,879	34,819	335,684	9,641	125,351	1,097,188	8,753
10	12,566	116,054	9,236	42,236	401,445	9,505	130,942	1,155,025	8,821
11	16,802	152,595	9,082	78,036	660,440	8,463	105,116	990,656	9,424
12	20,652	189,868	9,194	108,909	927,125	8,513	76,302	702,593	9,208
13	22,316	212,167	9,507	122,034	1,111,677	9,110	68,882	635,769	9,230
14	24,482	258,533	10,560	135,493	1,367,397	10,092	69,695	612,538	8,789
15	33,034	321,509	9,733	154,342	1,560,751	10,112	72,159	624,998	8,661

年 11月末	2年未満			無期間			計		
	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり
昭2	372	27,449	73,788	654	65,227	99,735	76,943	681,731	8,860
3	433	29,158	67,339	676	40,139	59,377	112,200	1,003,784	8,946
4	472	32,943	69,794	784	40,131	51,188	127,668	1,168,840	9,155
5	458	25,172	54,961	609	19,108	31,376	130,674	1,178,749	9,021
6	382	17,640	46,178	632	15,810	25,016	136,081	1,231,851	9,052
7	338	14,375	42,530	657	16,374	24,922	136,492	1,226,005	8,982
8	377	20,846	55,294	748	14,535	19,432	151,874	1,378,374	9,076
9	417	25,028	60,019	790	17,230	21,810	172,083	1,570,191	9,125
10	434	41,748	96,194	833	15,718	18,869	187,011	1,729,992	9,251
11	352	36,276	103,057	833	14,184	17,028	201,139	1,854,152	9,218
12	277	53,282	192,354	853	13,547	15,882	206,723	1,886,416	9,125
13	310	62,592	201,910	831	15,376	18,503	211,373	2,037,528	9,639
14	391	76,331	195,220	876	15,860	18,105	230,937	2,330,660	10,092
15	314	76,997	245,213	737	17,670	23,976	260,586	2,601,930	9,985

〔備考〕『日本金融史資料 昭和編』第1～4巻所収の「銀行局年報」第52～65次より計算の上作成。

それでは大信託会社の事例として業務報告書のある住友信託の場合をみよう。第 10 表は住友信託における金銭信託全体の期間別推移である。

同表で「2 年未満」があるのは、指定金銭信託合同運用の期間制限が 2 年以上であることから奇異に思われるが、期間制限に無関係な特定金銭信託や指定金銭信託単独運用によるものと推測される。「2 年未満」は口数が最多で 30 口(昭和 13 年 5 月期)と少なく、受託額も最多で 1,389 万円(同 13 年 11 月期)であって、金銭信託全体からみれば僅かな金額である。しかし 1 口当たりを計算してみると最多 103 万円(15 年 5 月期)を初めとし 50 万円を超える期も散見され、9 年 11 月期の 4 万円を除いて 10~50 万円ばかりである。つまり特定金銭信託や指定単独なのでかなりの大口資金であることを示している。

「10 年以上」「5 年以上」「2 年以上」の区分はほとんどが指定金銭信託合同運用による受託と推測されるが^②、その特徴は次のようである。

第 1 に、創立から昭和 6 年 5 月期まで「2 年以上」が金信全体の 9 割以上を占め、「10 年以上」「5 年以上」が合わせて 3~4%に過ぎない。圧倒的部分が「2 年以上」であると共に、最初から長期のもの、すなわち「5 年以上」「10 年以上」がないわけではなかったことも確認して置かねばならない。2 年以上は収益配当率は一定であるから、同利率ならば期間の短い契約にしておくのが委託者の心理であろうが、それでも最初から長期契約するのは単なる利殖目的だけの投資資金ではなく、信託を利用する何らかの目的を持つ資金なのであろう。ただ、それらの資金の 1 口当たりを計算してみると、長期だから大口というわけでない。「2 年以上」が 7~8 千円であるのに、「5 年以上」で 3~5 千円、「10 年以上」で 4~5 千円であるから、むしろやや少額であり、利殖目的とみられる「2 年以上」よりやや特殊な意図を持つのかも知れない。

第 2 に、世界恐慌が深まるにつれ、昭和 6 年以降上記の構成は変化する。すなわち「2 年以上」の比重が 9 割から 7 割へ逐次低下し、「5 年以上」が 6%から 2 割台へと増加、「10 年以上」も 3%からじりじりと 8%まで増加する。受託内容の長期化である。「2 年以上」の 1 口当たりは 8 千円前後で変わりなく、「10 年以上」も 5~6 千円であまり変わらないが、「5 年以上」が残高の急増と共に 1 口当たりは 1 万円台へと倍増した。「2 年以上」の残高は創業以来一貫して増加していたが、初めて昭和 7 年上、下期は減少したのである(残高が 2.2 億円から 1.6 億円へ)。世界恐慌の中で銀行定期預金も純減であり、信託会社全体の金銭信託も同様であったから、住友信託だけの減少ではなかったが、その中で「2 年以上」のうち大口資金が「5 年以上」へとシフトしたわけである。

第 3 に、銀行定期預金利率とのバランス上、多くの信託会社が昭和 11 年下期以降長短 2 利率制となるが、住友信託も 12 年上期からそれまでの一律年 3.8%を、「5 年以上」3.8%、「2 年以上」3.6%へと変更した^③。一律の時は期間最短の「2 年」を選択していた者が 2 率制になる

第10表 住友信託全体の金銭信託の期間別

決算期	10年以上			5年以上			2年以上			2年未満			計			
	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比	
1	26	46	0.5	1,769	88	0.9	3,667	853	10,051	98.7	11,783	0.7	903	10,185	11,279	
2	103	517	1.8	5,019	387	1.4	3,550	4,101	27,172	96.8	6,626	0.7	4,313	28,076	6,510	
3	229	1,069	2.1	4,668	658	1.3	3,392	6,044	47,708	95.8	7,893	0.7	6,470	49,806	7,698	
4	362	1,513	2.0	4,180	1,576	2.1	4,956	9,234	68,715	92.9	7,442	2.9	9,972	73,932	7,414	
5	442	2,137	2.1	4,835	407	1.4	3,570	12,541	95,415	94.3	7,608	2.2	13,395	101,227	7,557	
6	599	3,158	2.5	5,272	558	1.6	3,794	15,980	118,542	92.2	7,418	3.7	17,147	128,627	7,501	
7	671	3,529	2.2	5,259	717	3,949	2.4	5,508	18,616	145,559	90.2	7,819	15	20,019	161,403	8,062
8	536	4,441	1.5	5,170	2,164	1.2	4,277	20,886	164,317	91.8	7,867	11	21,939	179,066	8,162	
9	821	4,441	2.4	5,409	4,368	2.3	4,843	20,939	169,990	92.8	8,118	19	22,681	188,547	8,313	
10	1,023	6,028	3.1	5,892	1,135	5,596	2.9	4,930	20,604	171,732	90.2	8,626	11	22,773	191,428	8,406
11	1,128	6,875	3.5	6,095	7,197	3.7	5,265	20,483	179,105	92.2	8,744	9	22,987	194,248	8,450	
12	1,208	7,196	3.6	5,957	11,691	5.9	7,799	21,118	177,458	90.0	8,403	6	23,831	197,217	8,276	
13	1,267	6,920	3.3	5,462	18,058	8.7	9,347	21,454	181,369	87.4	8,454	6	24,689	207,519	8,405	
14	1,344	7,258	3.5	5,400	31,267	15.2	10,767	20,407	165,598	80.8	8,115	6	24,661	205,073	8,316	
15	1,409	7,501	3.6	5,324	39,242	18.9	10,448	20,063	160,506	77.3	8,000	3	25,231	207,553	8,226	
16	1,522	8,027	3.8	5,274	45,424	22.3	13,205	20,284	163,219	77.0	8,047	4	24,689	212,053	8,060	
17	1,680	9,238	3.9	5,499	49,208	21.0	9,172	21,842	175,491	74.9	8,035	3	54	28,896	234,381	8,111
18	1,878	10,986	4.3	5,850	53,658	21.1	9,009	24,174	189,565	74.5	7,842	2	74	32,016	254,558	7,951
19	2,061	12,812	4.7	6,216	65,446	25.1	10,427	25,753	200,481	73.8	7,785	2	76	34,366	271,708	7,906
20	2,238	13,938	4.9	6,228	73,544	21.8	8,487	26,825	209,257	73.1	7,859	4	66	36,226	286,440	7,907
21	2,569	17,414	5.7	6,779	82,111	23.7	8,827	27,446	214,637	70.3	7,820	4	37	38,232	305,302	7,986
22	3,189	24,605	7.7	7,716	8,525	22.8	8,517	28,861	220,909	69.4	7,654	3	540	581	318,430	7,847
23	4,898	37,107	11.3	7,576	16,755	38.4	7,553	20,704	165,088	50.1	7,974	5	1	42,363	329,348	7,774
24	6,333	43,765	13.1	6,911	22,900	52.5	7,681	15,304	114,941	34.3	7,511	6	2	45,051	335,308	7,528
25	6,496	46,259	13.4	7,121	24,600	54.4	7,613	13,946	106,563	31.0	7,641	8	2	45,051	344,255	7,641
26	6,443	47,891	13.6	7,433	20,346	57.8	7,850	12,866	91,734	26.1	7,243	30	45	719	352,080	7,701
27	7,131	55,590	14.5	7,796	27,493	59.1	8,253	12,462	84,437	22.9	7,230	28	46	794	384,167	8,210
28	8,042	90,115	22.0	11,206	28,699	55.6	7,944	11,262	84,437	20.6	7,498	22	48	025	409,715	8,531
29	7,424	85,068	19.7	11,459	29,899	57.0	8,222	12,003	96,166	22.3	8,012	10	49	336	431,441	8,745
30	9,335	105,839	23.9	10,761	30,547	58.4	8,463	10,243	74,913	16.9	7,314	3	50	628	442,363	8,738
31	11,033	108,993	23.3	9,879	32,073	59.9	8,748	10,051	76,514	16.3	7,613	6	53	163	468,082	8,805
32	14,239	138,176	26.9	9,704	32,092	57.5	9,184	10,415	77,663	15.1	7,457	7	56	753	512,901	9,037
33	15,356	143,688	27.0	9,357	35,037	57.8	8,791	10,690	75,877	14.2	7,098	11	61	094	532,857	8,722
34	15,968	158,758	28.0	9,942	38,365	57.6	8,498	11,735	76,912	13.6	6,554	8	10	6077	566,046	8,566
35	16,478	162,778	27.0	9,879	43,348	58.9	8,190	12,141	78,611	13.1	6,475	7	10	7195	602,274	8,368

〔備考〕住友信託銀行五十年史 別巻126頁より計算の作成。

と利率の高い方を選択し、「2年以上」から「5年以上」へとシフトすることになった。すなわち、11年下期の「2年以上」の激減(残高2.2億円から1.7億円へ、比重が70%から50%へ低下)、「5年以上」が激増(残高0.7億円から1.3億円へ、比重が23%から38%へ上昇)したのである。「10年以上」も0.2億円から0.4億円へ、8%から11%へと増加している。翌12年上期以降もこのシフトは続き、13年には「2年以上」は0.8億円まで減少、比重は2割まで縮小、反面、「5年以上」は2.3億円まで増加、比重も6割へと拡大している。「10年以上」も増加しているものの、それほど多額ではない。

確かに2利率制の採用によって「2年以上」にあった多くの資金が「5年以上」にシフトしたが、長期投資は無理な資金が若干ではあるが「2年以上」に止まっていること、新規増加分は高配当を求めて最初から「5年以上」を選択したこと、結局、長期化が著しく促進されたとみることができよう。

第4に、昭和15年以降には「2年以上」は残高横這い、「5年以上」が漸増を続けるが、「10年以上」が意外によく伸びている。17年下期までの金銭信託の構成比は、「5年以上」が約6割弱、「10年以上」が3割弱、「2年以上」が1~2割に固定することになった。

以上の住友信託以外で期間別が判明するのは、安田と三菱両信託であるが、ほんの1時点のみである。

安田信託の場合は、大正14年11月(第2期)で第11表のごとくである⁽⁴⁾。まだ、金銭信託の期間制限が2年以上に改正される前なので、「1年以上」「1年未満」の分類であるが、圧倒的に「1年以上」の区分に集中している。創業まもなくの時期であるが、最初から「10年以上」「5年以上」が少額ではあるが存在していること、本店、東京支店、京都支店、名古屋支店のどれも構成が類似していることも窺われ、期間別の特徴は本支店共通であったことが示されて

第11表 安田信託の金銭信託店部別、期間別(第2期)

(金額単位:千円、1口当たり:円)

店部名	10年以上			5年以上			1年以上		
	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり
本店	28	48	1.714	19	106	5.579	705	8,769	12.438
東京支店	23	111	4.826	15	134	8.933	389	6,785	17.442
京都 "	24	49	2.042	24	67	2.792	696	5,049	7.254
名古屋 "	4	31	7.750	2	6	3.000	167	395	2.365
計	79	239	3.025	60	312	5.200	1,957	20,998	10.730
店部名	1年未満			計					
本店				752	8,923	11.866			
東京支店				427	7,031	16.466			
京都 "	1	15	15.000	745	5,179	6.952			
名古屋 "				173	431	2.491			
計	1	15	15.000	2,097	21,564	10.283			

いる。

三菱信託の場合は、昭和11年と14年の各11月末が判明し、第12表のごとくである⁽⁶⁾。合計と本店分が分かるので、本店以外を逆算してみたが、それは大阪支店分と推測される。本店が圧倒的部分を占めていることが歴然としている。同時期の住友信託と比較してみると、11年では三菱は「2年以上」が全体の35%、「5年以上」が56%であって、住友よりより長期へのシフトが進んでいたこと(住友はそれぞれ50%、38%)、1口当たりも各区分とも1万円台で住友よりやや大口であること(住友は7千円台)、14年でも同様な傾向である。すなわち、「2年以上」が18%、「5年以上」が71%で、住友の22%、57%より長期の比重が高く、1口当たりも1万円台と住友の8千円台という違いが続いている。

第12表 三菱信託の金銭信託の期間別

(金額単位:千円、1口当たり:円)

区分	科目	11年11月			14年11月		
		本店	その他	計	本店	その他	計
10年以上	口数	1,928	484	2,412	2,143	411	2,554
	金額	20,907	3,944	24,851	31,957	3,493	35,450
	1口当たり	10,844	8,149	10,303	14,912	8,499	13,880
5年以上	口数	10,826	4,494	15,320	13,159	6,405	19,564
	金額	142,015	44,841	186,856	215,681	74,306	289,987
	1口当たり	13,118	9,978	12,197	16,390	11,601	14,822
2年以上	口数	5,994	4,035	10,029	4,767	2,345	7,112
	金額	79,700	35,768	115,468	52,133	19,536	71,669
	1口当たり	13,297	8,864	11,513	10,936	8,331	10,077
2年未満	口数	32	5	37	26		26
	金額	6,147	0	6,147	9,903		9,903
	1口当たり	192,094	0,000	166,135	380,885		380,885
計	口数	18,785	9,013	27,798	20,095	9,161	29,256
	金額	248,770	84,553	333,323	309,674	97,336	407,010
	1口当たり	13,243	9,381	11,991	15,411	10,625	13,912

- (1) 信託業法施行時は指定金銭信託合同運用の期間制限は「1年以上」であったが、銀行資本の圧力で大正13年12月「2年以上」に変更された経緯がある。住友信託の設立はその後なので、第1期から「2年以上」で区分されている。
- (2) 逆に特定や指定単独に「2年以上」の契約があれば「10年以上」「5年以上」「2年以上」の中に含まれている可能性も否定できない(但し検証の方法が目下のところない)。しかし前述のように住友信託での特定および指定単独の受託額自体が指定合同よりも遙かに少額なので、「10年以上」「5年以上」「2年以上」に含まれていてもごく僅かと推測され、「10年以上」「5年以上」「2年以上」のほとんどが指定合同と見なされるであろう。
- (3) 三井信託だけは昭和6年上期より長短2利率制に踏み切り、すでに長期契約の比重が高まっていったが、大蔵省、銀行資本の圧力で昭和11年下期以降、多くの信託会社は長短2率制に移行せざるを得なかった。詳しくは拙著『日本信託業発展史』330頁以下を参照。
- (4) 安田信託の場合、第2期の営業報告書にだけ金銭信託の期間別、受入金額別が店部別に記載されている。業務報告書ならば記載事項であるが、営業報告書ではどの信託会社でも記載されていない。

安田は第2期では記載したものの、そこまで公表する必要はないと翻意して翌期から止めたと推測される。しかし1期だけでも店部別が判明するのは、住友との比較で有益である。

- (5) 『三菱信託銀行六十年史』(86頁)に記載されているが、業務報告書に依拠したものと想像される。ただ、なぜこの時点だけ取り出したのか明らかでない。

(3) 受入金額別

次に金銭信託の受入金額別であるが、まず、全国信託会社の金銭信託の受入金額別を第13表でみよう。信託業法施行細則で定められた区分では「10万円以上」「1万円以上」「500円以上」「500円未満」となっており、第13表もその区分に従っている。信託業法で指定金銭信託合同運用は最低受託金額500円以上と定められているから、同表の500円未満の受託は指定合同分ではなく、特定金銭信託によるものと推測される。その口数、金額とも僅かで問題とする

第13表 全国信託会社の金銭信託の受入金額別

(金額単位:千円、1口当たり:円)

年 11月末	10万円以上			1万円以上			500円以上		
	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり
昭2	969	284,264	293,358	11,903	243,145	20,427	63,990	154,295	2,411
3	1,519	401,207	264,126	17,780	355,470	19,993	92,841	247,091	2,661
4	1,778	476,490	267,992	20,445	426,332	20,853	105,400	266,007	2,524
5	1,716	440,543	256,727	22,063	473,014	21,439	106,674	265,158	2,486
6	1,768	443,264	250,715	23,695	502,015	21,187	110,546	286,526	2,592
7	1,616	420,350	260,118	23,552	510,085	21,658	111,244	295,549	2,657
8	1,897	467,910	246,658	26,160	564,152	21,565	123,727	346,289	2,799
9	2,229	542,058	243,184	30,048	639,184	21,272	139,777	388,940	2,783
10	2,599	611,271	235,195	32,620	701,479	21,505	151,699	417,214	2,750
11	2,576	627,110	243,443	35,546	766,567	21,565	162,896	460,442	2,827
12	2,623	635,013	242,094	36,289	789,665	21,760	167,665	461,695	2,754
13	2,767	728,057	263,121	38,089	830,791	21,812	173,403	478,703	2,761
14	3,228	903,689	279,953	41,243	911,351	22,097	186,396	515,600	2,766
15	3,719	1,032,473	277,621	44,569	901,937	20,237	212,199	577,490	2,721

年 11月末	500円未満			計		
	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり
昭2	86	26	302	76,943	691,731	8,990
3	60	14	233	112,200	1,003,784	8,946
4	45	10	222	127,668	1,168,840	9,155
5	221	32	145	130,674	1,178,749	9,021
6	72	43	597	136,081	1,231,851	9,052
7	80	20	250	136,492	1,226,005	8,982
8	90	22	244	151,874	1,378,374	9,076
9	29	8	276	172,083	1,570,191	9,125
10	93	27	290	187,011	1,729,992	9,251
11	121	32	264	201,139	1,854,152	9,218
12	146	41	281	206,723	1,886,416	9,125
13	114	30	263	211,373	2,037,528	9,639
14	70	19	271	230,937	2,330,660	10,092
15	99	28	283	260,586	2,601,930	9,985

[備考]第9表と同様。

に当たるまい⁽⁴⁾。

昭和2年では「500円以上」は口数で圧倒的な比重であるが(全体の83%)、金額では23%にすぎず、「10万円以上」が口数で1%だが金額では42%、「1万円以上」が口数で16%だが金額で36%、というように、少数の大口委託者が金額では圧倒的な比重を占めていた。15年でも各区分の口数の比重も金額の比重もあまり変わらず、1口当たりも昭和2年から15年まで「10万円以上」が20万円台、「1万円以上」が2万円前後、「500円以上」が2千円台が続いている。つまり金銭信託全体が著しく増加したが、各区分に集積された資金単位はあまり変わっていない、同質の資金が累積されていたということである。

それでは大信託の場合はどうであったか、住友信託の場合をみよう。第14表は住友信託の金銭信託全体の受入金額別推移である。前にみたとおり特定金信にも指定単独にも大口資金があり、それらは上記区分のいずれかに含まれているはずであろう。したがって同表の「10万円以上」「1万円以上」「500円以上」は指定合同分がほとんどであろうが、若干の特定金信、指定単独が含まれていることを考慮しなければならない。そのことを前提に次のような特徴が見出される。

「500円以上」は口数では全体の9割前後を占めるが、金額的には全体の2割台の比重で、多い期でも3割程度、1口当たり金額は2,000円台、多くて3,000円止まり、「1万円以上」は口数では全体の1割5分程度であるが、金額では4割前後を占め、1口当たりは2万円前後、「10万円以上」は全体の1%前後だが、金額は3割前後を占め、1口当たりも20万円台で、14年頃から30万円に近づく。この構造は4年5月期の異常値⁽⁵⁾を別とすれば、創業以来17年までほぼ一貫して変わらない。要するに、圧倒的多数の委託者は平均2,000円程度であり、他方、数十万円を擁する少数の大口委託者がいて、全体の平均を8,000円前後に引き上げる働きをしている形である。

住友以外の財閥系4大信託ではどうであったか。期間別でみた安田、三菱の金額別をみよう。第15表は安田の第2期(大正14年11月)であるが、「500円以上」が全体のうち口数で75%、金額で16%、「10万円以上」と「1万円以上」が口数で25%、金額で84%を占め、創業当初から少数の大口委託者と多数の平均2千円程度の委託者で構成されていたことが知られる。1口当たり1万円強は創業期の住友が1.1万円であるのと大差はない。

三菱は第16表の通り、昭和11年と14年の2時点のみが判明する。前者では、「500円以上」が全体のうち口数で74%、金額で22%、「1万円以上」が25%と45%、「10万円以上」が2%と34%であり、後者でも構成比はあまり変わっていない。同じ時点の住友と比較すると、「500円以上」の比重がやや小さく、「10万円以上」と「1万円以上」の比重がやや大きい(住友は金額で「500円以上」が28%、「1万円以上」が17%、「10万円以上」が28%、11年時点)。1

第14表 住友信託全体の金銭信託の受入金額別

(金額単位:千円、1口当たり:円、構成比:%)

決算期	10万円以上			1万円以上			500円以上			計		
	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比	口数	金額	構成比	口数	金額	1口当り
1 大14.11	48	3,792	37.2	210,667	4,571	44.9	21,664	1,822	17.9	2,703	10,185	11,279
2 15.5	13	9,335	33.2	217,093	11,797	42.0	19,058	6,945	24.7	2,525	28,076	8,226
3 11	77	14,836	29.8	192,675	21,491	43.1	19,520	13,479	27.1	2,547	49,806	7,698
4 昭2.5	115	22,146	30.0	192,574	32,527	44.0	20,342	19,259	26.0	2,346	73,932	7,451
5 11	150	32,180	31.8	214,533	40,955	40.5	19,718	28,092	27.8	2,515	101,227	7,557
6 3.5	206	42,260	32.9	205,146	52,879	41.1	19,820	33,488	26.0	2,346	128,627	7,501
7 11	242	56,548	35.0	233,669	60,104	37.2	19,252	44,752	27.7	2,687	161,403	8,062
8 4.5	166	44,035	24.6	265,271	24,267	13.6	18,273	110,764	61.9	5,418	179,066	8,162
9 11	276	66,945	35.5	242,554	69,785	37.0	20,042	51,817	27.5	2,738	188,547	8,313
10 5.5	639	71,410	37.3	111,753	75,172	39.3	20,771	44,847	23.4	2,422	191,428	8,406
11 11	283	70,576	36.3	249,385	75,780	39.0	20,181	47,892	24.7	2,527	194,248	8,469
12 6.5	285	68,046	34.5	238,758	79,669	40.5	20,318	49,303	25.0	2,514	197,217	8,276
13 11	293	70,767	34.1	241,526	84,473	40.7	20,248	52,279	25.2	2,589	207,519	8,416
14 7.5	284	67,499	32.9	237,673	84,509	41.2	20,315	53,084	25.9	2,625	205,073	8,316
15 11	266	67,652	32.6	254,331	84,916	40.9	20,271	54,988	26.5	2,647	207,553	8,226
16 8.5	265	63,168	29.8	238,370	83,325	39.3	19,953	65,560	30.9	2,998	212,053	8,060
17 11	307	74,903	32.0	243,984	93,725	40.0	20,057	65,753	28.1	2,749	234,381	8,111
18 9.5	328	77,244	30.3	235,500	104,289	41.0	20,302	73,025	28.7	2,750	254,558	7,951
19 11	357	81,290	29.9	227,703	104,194	38.3	18,649	86,224	31.7	3,034	271,708	7,906
20 10.5	354	83,266	29.1	235,215	120,651	42.1	20,823	82,523	28.8	2,744	286,440	7,907
21 11	354	89,233	29.2	252,071	127,290	41.7	20,240	88,780	29.1	2,810	305,302	7,986
22 11.5	380	92,844	29.2	244,326	129,852	40.8	18,695	95,734	30.1	2,879	318,430	7,847
23 11	407	92,469	28.1	227,197	143,881	43.7	19,995	92,998	28.2	2,676	329,348	7,774
24 12.5	396	86,520	25.8	218,485	147,615	44.0	20,138	101,172	30.2	2,748	335,308	7,528
25 11	390	91,251	26.5	233,977	152,196	44.2	20,623	100,806	29.3	2,704	344,255	7,641
26 13.5	430	102,275	29.0	241,215	156,227	44.4	20,446	93,577	26.6	2,486	352,080	7,701
27 11	430	117,685	30.6	273,686	162,432	42.3	20,697	104,045	27.1	2,702	384,167	8,210
28 14.5	461	133,022	32.5	288,551	169,242	41.3	20,799	107,448	26.2	2,726	409,715	8,531
29 11	495	142,855	33.1	288,596	178,348	41.3	20,955	110,236	25.6	2,734	431,441	8,745
30 15.5	518	146,378	33.1	282,583	182,900	41.3	21,071	113,079	25.6	2,731	442,363	8,738
31 11	567	160,100	34.2	282,363	190,997	40.8	21,203	116,978	25.0	2,685	468,082	8,805
32 16.5	617	184,882	36.0	299,647	202,221	39.4	21,329	125,789	24.5	2,698	512,901	9,037
33 11	656	185,198	34.8	282,314	211,324	39.7	21,781	136,318	25.6	2,690	532,857	8,722
34 17.5	674	189,136	33.4	280,617	227,527	40.2	22,361	149,347	26.4	2,709	566,046	8,566
35 11	730	206,500	34.3	282,877	239,076	39.7	22,248	156,632	26.0	2,597	602,274	8,368

【備考】住友信託銀行五十年史「別巻」17頁より計算の作成。

第 15 表 安田信託の店部別、受入金額別(第 2 期)

(金額単位:千円、1口当たり:円)

店部名	10万円以上			1万円以上		
	口数	金額	1口当たり	口数	金額	1口当たり
本店	16	3,218	201.125	203	4,280	21.0837
東京支店	13	3,089	237.615	136	3,275	24.0809
京都 "	6	995	165.833	133	3,014	22.6617
名古屋 "				11	137	12.4545
計	35	7,302	208.629	483	10,706	22.1656
店部名	500円以上			計		
本店	533	1,425	2,674	752	8,923	11,865
東京支店	278	667	2,399	427	7,031	16,465
京都 "	606	1,170	1,931	745	5,179	6,952
名古屋 "	162	295	1,821	173	431	2,494
計	1,579	3,557	2,253	2,097	21,564	10,283

第 16 表 三菱信託の金銭信託の受入金額別

(金額単位:千円、1口当たり:円)

区分	科目	11年11月			14年11月		
		本店	その他	計	本店	その他	計
10万円以上	口数	304	109	413	427	146	573
	金額	90,595	21,263	111,858	141,243	29,889	171,132
	1口当たり	298.010	195.073	270.843	330.780	204.719	298.660
1万円以上	口数	4,678	2,115	6,793	5,370	2,163	7,533
	金額	106,877	43,021	149,898	121,976	44,690	166,666
	1口当たり	22.847	20.341	22.067	22.714	20.661	22.125
500円以上	口数	13,808	6,784	20,592	14,298	6,852	21,150
	金額	51,297	20,270	71,567	46,455	22,757	69,212
	1口当たり	3,715	2,988	3,475	3,249	3,321	3,272
計	口数	18,785	9,013	27,798	20,095	9,161	29,256
	金額	248,770	84,553	333,323	309,674	97,336	407,010
	1口当たり	13,243	9,381	11,991	15,411	10,625	13,912

口当たりを計算すると、三菱は 11 年で 11,991 円(住友は 7,774 円)、14 年で 13,912 円(住友は 8,745 円)であり、いずれでも住友よりは資金単位がやや大きいことを意味しよう。

また三井では、第 17 表のごとく昭和 3 年 11 月時点だけ受入金額別が判明するが、社内資料のため独自の金額区分となっている。すなわち、同社が受入金額制限を自主的に 3,000 円に引き上げた時点での現状説明のための資料であったからである⁽³⁾。同表は本店だけであるが(すでに大阪支店が 2 年 9 月に開業)、千円刻みに口数、金額を明らかにしており、なかなか興味深い。3,000 円未満は全体のうち口数で 54%を占めるが、金額ではわずか 7%にすぎないこと、3,000 円以上は口数で 46%だが、金額では 93%を占めること、その中でも 5,000 円以上が口数で 35%でありながら、金額では 89%と圧倒的な比重であることが示されている。つまり 3,000 円に引き上げても、それ以下の受託は金額的に少額なので、影響は小さいと推測したのである

第 17 表 三井信託本店の金銭信託受入金額構成比

(金額単位:千円、構成比:%)

金額区分	口数	構成比	金額	構成比
500円～1000未満	4,007	16.0	2,333	1.0
1000～2000 "	6,473	25.8	7,884	3.3
2000～3000 "	3,095	12.3	7,014	2.9
小計	13,575	54.0	17,231	7.1
3000～4000未満	2,068	8.2	6,834	2.8
4000～5000 "	775	3.1	3,328	1.4
5000～	8,698	34.6	215,087	88.7
小計	11,541	46.0	225,249	92.9
合計	25,116	100.0	242,480	100.0

〔備考〕『三井信託銀行三十年史』98頁の「第16表我社指定金銭信託金額口数別調」より計算の上作成。

う。本店の1口当たりは9,654円であって、同時期の住友が8,062円であったから、やや多額といえよう。

- (1) 1口当たりを計算すると300円程度であり、昭和15年以降口数が多くなり17年には191口にもなるので、果たしていかなる資金なのか気になるが解明にいたらない。
- (2) 第14表にみるごとく、4年5月期の「1万円以上」は口数、金額ともその前の期より激減し、「500円以上」が口数、金額とも激増している。そして翌期にはふたたび元の姿に戻っている。これは「1万円以上」の区分にあった多数の委託者が突然少額に分割し、翌期には元に戻すという異常な行動を取ったことになるが、常識上あり得ないと思える。おそらく集計上の誤りではないかと想像される。
- (3) 『三井信託銀行三十年史』はこの間の事情を次のように説明している。
「我社に於ては当時の我邦定期預金1口当たり平均より指定金銭信託の最低額を相当高めて銀行との摩擦を緩和し、且中小信託会社の立場を考慮して昭和3年11月28日より率先、従来の指定金銭信託最低額五百円(施行細則第8条)を自発的に3千円に引上げて、其の襟度を示した。尤も右引上は特殊の契約条項を含む指定金銭信託や期間5ヶ年以上の長期信託は除外されて居る。これ等は銀行の定期預金と競争の立場に無いからである」(97～8頁)
この引上措置の直前の状況を本店について調べたのが第17表なのである。

(4) 店部別

以上は住友信託を中心に金銭信託全体の資金的特徴をみてきたが、店部別に分解してみるとどうなのか。それが可能なのは業務報告書に依存できる住友信託の場合である。同社は大阪に本店を置き、大正15年8月に東京支店を開設、昭和3年12月福岡支店を設置、3店体制が長く続き、戦時体制下の昭和15年7月名古屋支店、16年9月京都支店と貯蓄増強政策に呼応して支店を次々に展開していった。集積された金銭信託の内容は、住友財閥の本拠地大阪に立地する本店、東京地区の拠点としての大規模な東京支店、福岡をはじめとする地方支店ではどう異なるのか、地域特性を検討する手掛かりとして、期間別、受入金額別を店部毎に当てはめてみよう。

まず、期間別。第18表は本店、第19表は東京支店、第20表は福岡支店、第21表は名古屋、

